

令和2年4月24日

たじっこクラブ利用保護者の皆様へ

多治見市教育委員会教育推進課

岐阜県からの臨時休校延長の要請に伴うたじっこクラブの対応について

日頃はたじっこクラブの運営にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

本日、岐阜県が県内市町村に臨時休校延長の要請を行いました。今回の要請が感染拡大防止のためであることを考慮し、たじっこクラブの閉所を延長いたします。利用者の方々にはご不便をおかけしますが、感染拡大防止のため、ご理解をいただきますようお願いいたします。

なお、今回の内容は、今後の状況や国、岐阜県の指示等により変更になる可能性があります。

記

- 1 たじっこクラブの対応について  
5月31日（日）まで、引き続き閉所します。
- 2 閉所に伴う5月分の利用負担金及び活動費の取扱いについて  
閉所により利用できなくなった方については、利用負担金及び活動費の引き落としは行いません。これによるお手続きは不要です。
- 3 保護者が医療従事者等の場合の特別保育について
  - (1) 次の要件に当てはまる児童に限って、特別保育を行います。
    - ① 両親のどちらかが医療機関、警察、消防などに勤務されていて、祖父母など保護者以外の成人と同居していない1～3年生の児童
    - ② ひとり親家庭で、祖父母など保護者以外の成人と同居していない児童
    - ③ 障がいがあり、1人で家で過ごすことが困難な児童
  - (2) 特別保育の体制は、次のとおりです。
    - ① 7時30分（基本利用の方は8時30分）～14時は、通っている小学校の預かり支援で受け入れます。 ※自主学習や読書などを教員が見守ります。（弁当・飲み物持参）
    - ② 14時以降は、17時（延長登録の方は19時）までたじっこクラブで特別保育を行います。
    - ③ 通常の利用時と同様、送迎が必要です。
  - (3) 利用される場合には、次のお手続きが必要です。現在、特別保育を利用されている方は、お手続き不要です。
    - ① 利用を開始されたい日の前々日までに、教育推進課にご連絡ください。
    - ② 利用前に誓約書を利用されるたじっこクラブにご提出ください。（印鑑が必要です。）

<問い合わせ>

多治見市教育委員会教育推進課

担当：山田、中島

電話：23-5904（ダイヤルイン）

E-mail：kyoiku@city.tajimi.lg.jp